

議会運営委員会の概要

1 山形県議会の保有する個人情報の保護に関する条例の設定について

- ・小松委員長から、本条例案について、本日の本会議に提出したい旨の発言があり、了承された。

2 議会運営委員会発議の意見書（案）について

- ・小松委員長から、「感染症や大規模災害等の緊急事態に対応できる国づくりに向けた議論を求める意見書（案）」について、本日の本会議に提出したい旨の発言があり、了承された。

3 常任委員会発議の意見書（案）について

- ・政策調査室長から、常任委員会発議の意見書（案）は、資料「電気料金の高騰に対する支援の拡充を求める意見書（案）」の1件である旨の説明があり、了承された。

4 討論の通告について

- ・議事調査課長から、発議第21号に対して、関徹議員より反対討論を行いたい旨の、渋間佳寿美議員より賛成討論を行いたい旨の発言通告書の提出があったことの報告があり、討論時間について協議した結果、それぞれ3分以内と決定された。

5 議事日程第5号について

- ・議事調査課長から、資料「会議順序表」等により本日の日程について説明があり、了承された。

6 閉会中の委員会の開催について

- ・議事調査課長から、資料「閉会中の委員会の開催について（案）」により説明があり、了承された。

7 その他

（1）執行部からの報告事項について

① 12月15日からの大雪について

- ・防災くらし安心部長から、資料「今冬の雪による被害状況等について」により報告があった。

【発言概要、質疑等】

（伊藤委員）肘折温泉地区で発生している停電の原因が不明と聞くが、大蔵村役場と県庁ではどのようなやりとりをしているのか。

⇒（防災くらし安心部長）大蔵村役場に状況を確認中であり、また、昨日は豪雪の関係課長会議を開催し、総合支庁にも停電について注視して情報を収集するよう指示を

している。

(伊藤委員) 旅館では、停電により客を宿泊させることができないことから、客を新庄駅まで送ったところJRが運行しておらず仙台まで送ったという話も聞いている。旅行関係者に適切な情報を発信するとともに、肘折温泉から要望等があった場合はしっかりフォローしてほしい。

⇒ (防災くらし安心部長) しっかり対応してまいりたい。

(木村委員) 山形新幹線について、米沢～板谷間の停電もあり昨日は終日運転を見合わせたと聞くが、復旧したのか。

⇒ (防災くらし安心部長) 現在は平常運転している。

(木村委員) 今年の1月、2月にも米沢～板谷間で雪の影響により止まっている。JR東日本で倒木などの危険箇所を把握のうえ事前に伐採するなど対応してほしい。JR東日本に対して運行障害が発生しないための対策を行うよう要望してほしい。

⇒ (防災くらし安心部長) 今年1月、2月の事案を契機に、JR東日本と会議を開催することとなり、みらい企画創造部と共に定期的に打合せを行っている。

(楳津委員) 豪雪対策本部設置の考えはあるか。

⇒ (防災くらし安心部長) 設置には基準があり、総合支庁管内の半数以上の市町村が豪雪対策本部を設置した場合に総合支庁で対策本部を設置することになり、2つの総合支庁で対策本部を設置した場合に県の対策本部が設置されることとなる。現在は状況を注視している。

(楳津委員) 今回は多くの箇所が倒木により停電となっている。総合支庁の道路パトロールにおいて、倒木のおそれがある箇所をあらかじめ把握のうえ事前に対応してほしい。

(吉村委員) 災害救助法はどのような場合に適用されるのか。また、適用の考えはあるか。

⇒ (防災くらし安心部長) 災害救助法適用に当たっては、県指定の観測地点において積雪深が200cmを超え、かつ、累年平均最大積雪深が1.3倍程度に達するなどの基準があり、現在のところ適用する状況にはない。

(吉村委員) 停電や孤立集落の発生は県民の生命に直結する問題である。災害救助法の適用も検討してほしい。また、明日明後日から再び天候が崩れるとも聞くが、その対応はどうか。

⇒ 役場との連絡体制を緊密にしていくとともに、総合支庁の情報も吸い上げていきたい。また、明日明後日の天候については、気温が若干高くなり、危険が落雪や雪崩の方に移ると考えられる。その後、また寒波が来ると聞いていることから、警戒を怠らなく対応していきたい。

(志田委員) 災害救助法について、基準に該当しない場合は適用しないとのことだが、災害が想定できない状況になってきていることから、基準自体を見直す好機と考えるがどうか。

⇒ (防災くらし安心部長) 臨機応変に対策会議を開催して情報収集や対応を行っており、怠りは無いと考えている。

(志田委員) 市町村からの情報収集が大事であり、これをベースにしながら対応してほしい。

(五十嵐委員) 高齢者施設の停電対応状況はどうか。

⇒ (防災くらし安心部長) 健康福祉部に伝えたい。

8 次回議運開催日時

令和5年1月18日（水）午前10時

9 本日の開議時刻

- ・議会運営委員会終了後、直ちに開議されることが決定された。

議 会 運 営 委 員 会 協 議 事 項

令和4年12月20日（火）

午前 10 時

- 1 山形県議会の保有する個人情報の保護に関する条例の設定について
- 2 議会運営委員会発議の意見書（案）について
- 3 常任委員会発議の意見書（案）について
- 4 討論の通告について
- 5 議事日程第5号について
- 6 閉会中の委員会の開催について
- 7 その他
- 8 次回議運開催日時
令和5年1月18日（水）午前10時
- 9 本日の開議時刻

山形県議会の保有する個人情報の保護に関する条例の設定について（案）

山形県議会の保有する個人情報の保護に関する条例を次のように制定する。

山形県議会の保有する個人情報の保護に関する条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 個人情報等の取扱い（第4条—第16条）
- 第3章 個人情報ファイル等（第17条・第18条）
- 第4章 開示、訂正及び利用停止
 - 第1節 開示（第19条—第31条）
 - 第2節 訂正（第32条—第38条）
 - 第3節 利用停止（第39条—第44条）
 - 第4節 審査請求等（第45条—第48条）
- 第5章 山形県議会個人情報保護運営審議会等（第49条—第57条）
- 第6章 雑則（第58条—第63条）
- 第7章 罰則（第64条—第69条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、山形県議会（以下「議会」という。）における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第2号において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）
- (2) 個人識別符号が含まれるもの

2 この条例において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、議長が定めるものをいう。

- (1) 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの
- (2) 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若し

くは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

- 3 この条例において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして議長が定める記述等が含まれる個人情報をいう。
- 4 この条例において「保有個人情報」とは、議会の事務局の職員（以下この章から第3章まで及び第7章において「職員」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、山形県議会情報公開条例（平成12年7月県条例第49号）第2条第1号に規定する公文書（以下「公文書」という。）に記録されているものに限る。
- 5 この条例において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。
 - (1) 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
 - (2) 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの
- 6 この条例において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。
- 7 この条例において「仮名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。
 - (1) 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
 - (2) 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- 8 この条例において「匿名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものを用いる。
 - (1) 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
 - (2) 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- 9 この条例において「個人関連情報」とは、生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。

- 10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- 11 この条例において「保有特定個人情報」とは、職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。
- 12 この条例において「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）別表第1に掲げる法人をいう。
- 13 この条例において「地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。

（議会の責務）

第3条 議会は、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。

第2章 個人情報等の取扱い

（個人情報の保有の制限等）

第4条 議会は、個人情報を保有するに当たっては、法令（条例を含む。第12条第2項第2号及び第3号並びに第4章において同じ。）の規定によりその権限に属する事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。

2 議会は、前項の規定により特定された利用の目的（以下「利用目的」という。）の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

3 議会は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

（利用目的の明示）

第5条 議会は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

（1）人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。

（2）利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。

（3）利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

（4）取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

（不適正な利用の禁止）

第6条 議会は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

（適正な取得）

第7条 議会は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

（正確性の確保）

第8条 議会は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

（安全管理措置）

第9条 議長は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人

情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、議会に係る個人情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。

（従事者の義務）

第10条 個人情報の取扱いに従事する職員若しくは職員であった者、前条第2項の業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。以下この条及び第64条において同じ。）若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

（漏えい等の通知）

第11条 議長は、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きいものとしてその定めるものが生じたときは、本人に対し、その定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

（1）本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるとき。

（2）当該保有個人情報に第21条各号に掲げる情報のいずれかが含まれるとき。

（利用及び提供の制限）

第12条 議会は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、議会は、議長が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

（1）本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

（2）議会が法令の規定によりその権限に属する事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

（3）県の機関（議会を除く。）、県が設立した地方独立行政法人、他の地方公共団体の機関、他の地方公共団体が設立した地方独立行政法人、法第2条第8項に規定する行政機関又は独立行政法人等に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

（4）前3号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。

（5）山形県議会個人情報保護運営審議会の意見を聴いた上で、個人情報を利用し、又は提供することに公益上の必要その他相当の理由があると認めるとき。

3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の条例の規定の適

用を妨げるものではない。

- 4 議長は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための議会の内部における利用を議会の事務局の特定の課又は職員に限るものとする。
- 5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで及び第30条の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

第12条第1項	法令に基づく場合を除き、 利用目的以外の目的	利用目的以外の目的
	自ら利用し、又は提供して はならない	自ら利用してはならない
第12条第2項	自ら利用し、又は提供する	自ら利用する
第12条第2項 第1号	本人の同意があるとき、又 は本人に提供するとき	人の生命、身体又は財産の保護の ために必要がある場合であって、 本人の同意があり、又は本人の同 意を得ることが困難であるとき
第39条第1項 第1号	又は第12条第1項及び第 2項の規定に違反して利 用されているとき	第12条第5項の規定により読み 替えて適用する同条第1項及び 第2項（第1号に係る部分に限 る。）の規定に違反して利用され ているとき、番号利用法第20条 の規定に違反して収集され、若し くは保管されているとき、又は番 号利用法第29条の規定に違反し て作成された特定個人情報ファ イル（番号利用法第2条第9項に 規定する特定個人情報ファイ ルをいう。）に記録されているとき
第39条第1項 第2号	第12条第1項及び第2項	番号利用法第19条

（保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求）

第13条 議長は、利用目的のために又は前条第2項第3号若しくは第4号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

（個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求）

第14条 議長は、第三者に個人関連情報を提供する場合（当該第三者が当該個人関連情報を個人情報として取得することが想定される場合に限る。）において、

必要があると認めるときは、当該第三者に対し、提供に係る個人関連情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人関連情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

（仮名加工情報の取扱いに係る義務）

第15条 議会は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報（個人情報であるものを除く。以下この条及び第60条において同じ。）を第三者（当該仮名加工情報の取扱いの委託を受けた者を除く。）に提供してはならない。

2 議長は、その取り扱う仮名加工情報の漏えいの防止その他仮名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

3 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、削除情報等（仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに法第41条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。）を取得し、又は当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。

4 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて議長が定めるものをいう。）を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。

5 前各項の規定は、議会に係る仮名加工情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

（匿名加工情報の取扱いに係る義務）

第16条 議会は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは法第43条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

2 議会は、匿名加工情報の漏えいを防止するために必要なものとして議長が定める基準に従い、匿名加工情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 前2項の規定は、議会に係る匿名加工情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

第3章 個人情報ファイル等

（個人情報ファイル簿の作成及び公表）

第17条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿（以下この条において「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

(1) 個人情報ファイルの名称

(2) 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称

(3) 個人情報ファイルの利用目的

- (4) 個人情報ファイルに記録される項目（以下この条において「記録項目」という。）及び本人（他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。次項第1号へにおいて同じ。）として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（同項第2号において「記録範囲」という。）
- (5) 個人情報ファイルに記録される個人情報（以下この条において「記録情報」という。）の収集方法
- (6) 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨
- (7) 記録情報を議会以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先
- (8) 第19条第1項、第32条第1項又は第39条第1項の規定による請求を受理する組織の名称及び所在地
- (9) 第32条第1項ただし書又は第39条第1項ただし書に該当するときは、その旨

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

(1) 次に掲げる個人情報ファイル

- イ 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの（議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）
- ロ 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル
- ハ 1年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル
- ニ 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの
- ホ 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの
- ヘ 本人の数が議長が定める数に満たない個人情報ファイル
- ト イからへまでに掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が定める個人情報ファイル

(2) 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの

(3) 前号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が定める個人情報ファイル

3 第1項の規定にかかわらず、議長は、記録項目の一部若しくは同項第5号若しくは第7号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

（個人情報取扱事務登録簿の作成及び公表）

第18条 議長は、その定めるところにより、個人情報を取り扱う事務であって、個人の氏名、生年月日その他の記述等又は個人識別符号により当該個人を検索することができる状態で個人情報が記録されている公文書を使用するもの（以下この条において「個人情報取扱事務」という。）について、次に掲げる事項を記載した個人情報取扱事務登録簿（以下この条において「登録簿」という。）を作成

し、公表しなければならない。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
- (2) 個人情報取扱事務の目的
- (3) 個人情報取扱事務をつかさどる組織の名称
- (4) 個人情報の対象者の範囲
- (5) 個人情報の項目
- (6) 個人情報の収集先
- (7) その他議長が定める事項

2 前項の規定は、次に掲げる事務については、適用しない。

- (1) 職員又は職員であった者に関する事務
- (2) 犯罪の捜査に関する事務
- (3) その他議長が定める事務

3 第1項の規定にかかわらず、議長は、同項第5号から第7号までに掲げる事項の全部若しくは一部を登録簿に記載し、又は登録簿を作成することにより、個人情報取扱事務の性質上、当該個人情報取扱事務の適正な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その事項の全部若しくは一部を登録簿に記載せず、又は登録簿を作成しないことができる。

第4章 開示、訂正及び利用停止

第1節 開示

(開示請求権)

第19条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、議会の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下この章において「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下この章及び第59条において「開示請求」という。）をすることができる。

(開示請求の手続)

第20条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「開示請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

- (1) 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所
- (2) 開示請求に係る保有個人情報記録されている公文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項

2 前項の場合において、開示請求をする者は、議長が定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による開示請求にあつては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 議長は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(保有個人情報の開示義務)

第21条 議長は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報又は山形県議会情報公開条例第6条第1項第7号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

- (1) 開示請求者（第19条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求

をする場合にあっては、当該本人をいう。次号及び第3号、次条第2項並びに第28条第1項において同じ。)の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

- (2) 開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

- (3) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。)に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

イ 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

ロ 議会の要請を受けて、開示しないと条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

- (4) 議長が第25条各項の決定(以下「開示決定等」という。)をする場合において、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると議長が認めることにつき相当の理由がある情報

- (5) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に住民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

- (6) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

- イ 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ
- ロ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
- ハ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
- ニ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
- ホ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
- ヘ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(部分開示)

第22条 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第2号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(裁量的開示)

第23条 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第24条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、議長は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

第25条 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し議長が定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第5条第2号又は第3号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。

2 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限)

第26条 開示決定等は、開示請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、第20条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要

した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第27条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から44日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、議長は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等すれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

- 2 前条の規定による開示決定等を行わなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第28条 開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者(以下この条、第46条第2項第3号及び第47条において「第三者」という。)に関する情報が含まれているときは、議長は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、議長が定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

- 2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第25条第1項の決定(以下「開示決定」という。)に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第21条第2号ロ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第23条の規定により開示しようとするとき。

- 3 議長は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、議長は、開示決定後直ちに、当該意見書(第46条において「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

第29条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して議長が定める方法により行う。ただし、

閲覧の方法による保有個人情報の開示にあつては、議長は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

- 2 議長は、前項の規定に基づく電磁的記録についての開示の方法に関する定めを一般の閲覧に供しなければならない。
- 3 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、議長が定めるところにより、議長に対し、その求める開示の実施の方法その他の議長が定める事項を申し出なければならない。
- 4 前項の規定による申出は、第25条第1項に規定する通知があつた日から30日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

(他の法令による開示の実施との調整)

第30条 議長は、他の法令の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報が前条第1項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合(開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。)には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

- 2 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第1項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

(開示請求に係る手数料)

第31条 県は、開示請求をする者から、開示を受ける公文書1件につき、別表の左欄に掲げる公文書の種別ごとに、同表の中欄に掲げる開示の実施の方法に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額の手数料を徴収し、次に掲げる場合には手数料を徴収しない。

- (1) 議長が第25条第2項の決定をした場合
- (2) 閲覧、視聴又は聴取の方法により開示を受ける場合

- 2 既に納められた前項の手数料の還付及び手数料の免除については、個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年12月県条例第 号)第6条第2項及び第3項の規定の例による。

第2節 訂正

(訂正請求権)

第32条 何人も、自己を本人とする保有個人情報(次に掲げるものに限る。第39条第1項において同じ。)の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該保有個人情報の訂正(追加又は削除を含む。以下この章において同じ。)を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

- (1) 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報
- (2) 開示決定に係る保有個人情報であつて、第30条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの

- 2 代理人は、本人に代わつて前項の規定による訂正の請求(以下この章及び第59条において「訂正請求」という。)をすることができる。
- 3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

(訂正請求の手續)

第33条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「訂正請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

(1) 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項

(3) 訂正請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、訂正請求をする者は、議長が定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による訂正請求にあつては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下この章において「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（保有個人情報の訂正義務）

第34条 議長は、訂正請求があつた場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

（訂正請求に対する措置）

第35条 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（訂正決定等の期限）

第36条 前条各項の決定（以下「訂正決定等」という。）は、訂正請求があつた日から30日以内にならなければならない。ただし、第33条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（訂正決定等の期限の特例）

第37条 議長は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 訂正決定等をする期限

2 前条の規定による訂正決定等を行わなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

（保有個人情報の提供先への通知）

第38条 議長は、第35条第1項の決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第3節 利用停止

（利用停止請求権）

第39条 何人も、自己を本人とする保有個人情報に次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下この章において「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) 第4条第2項の規定に違反して保有されているとき、第6条の規定に違反して取り扱われているとき、第7条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第12条第1項及び第2項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下この章及び第59条において「利用停止請求」という。）をすることができる。

3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

（利用停止請求の手續）

第40条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「利用停止請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

(1) 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項

(3) 利用停止請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、議長が定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による利用停止請求にあつては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下この章において「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（保有個人情報の利用停止義務）

第41条 議長は、利用停止請求があつた場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、議会における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

（利用停止請求に対する措置）

第42条 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（利用停止決定等の期限）

第43条 前条各項の決定（以下「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求

があった日から30日以内にしなければならない。ただし、第40条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限の特例)

第44条 議長は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 利用停止決定等をする期限

- 2 前条の規定による利用停止決定等をしなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

第4節 審査請求等

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第45条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定は、適用しない。

(山形県議会個人情報保護審査会への諮問)

第46条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があつたときは、議長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、山形県議会個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）

(3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合

(4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合

- 2 前項の規定により諮問した場合には、議長は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人という。以下この項及び次条第2号において同じ。）

(2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等)

第47条 第28条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

（是正の申出）

第48条 何人も、自己を本人とする保有個人情報の取扱いが、第4条から第8条まで、第9条第1項又は第12条（第3項を除く。）の規定に違反していると認めるときは、議長に対し、その取扱いの是正の申出（以下この条において「是正の申出」という。）をすることができる。

2 是正の申出は、次に掲げる事項を記載した書面を議長に提出してしなければならない。

- (1) 是正の申出をする者の氏名及び住所又は居所
- (2) 是正の申出に係る保有個人情報が記録されている公文書の名称その他の是正の申出に係る保有個人情報を特定するに足りる事項
- (3) 是正を求める内容及び理由
- (4) その他議長が定める事項

3 第19条第2項及び第20条第2項の規定は、是正の申出について準用する。

4 議長は、是正の申出があった場合は、遅滞なく必要な調査を行い、その結果を当該是正の申出をした者に対し、書面で通知するものとする。

5 前項の規定による通知を受けた者は、当該通知の内容に不服があるときは、議長に対し、再調査の申出をすることができる。

6 第2項から第4項までの規定は、前項の申出について準用する。

第5章 山形県議会個人情報保護運営審議会等

（山形県議会個人情報保護運営審議会の設置及び組織）

第49条 第12条第2項第5号及び第61条の規定により議長の諮問に応じ、調査審議させるため、山形県議会個人情報保護運営審議会（以下「議会審議会」という。）を置く。

2 議会審議会は、委員5人以内で組織する。

（委員）

第50条 議会審議会の委員は議会の議員及び学識経験のある者のうちから議長が委嘱する。

2 議会審議会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長）

第51条 議会審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、議会審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第52条 議会審議会の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、会長及び2人以上の委員の出席がなければ、開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会議の議長の決するところによる。

5 会長に事故がある場合又は会長が欠けた場合の第3項の規定の適用については、前条第3項の規定により会長の職務を代理する委員は、会長とみなす。

(庶務)

第53条 議会審議会の庶務は、議会事務局において処理する。

(会長への委任)

第54条 第49条から前条までに定めるもののほか、議会審議会の運営に関し必要な事項は、会長が議会審議会に諮って定める。

(山形県議会個人情報保護審査会の設置等)

第55条 第46条第1項の規定による議長の諮問に応じ、調査審議させるため、山形県議会個人情報保護審査会(以下この条から第57条までにおいて「議会審査会」という。)を置く。

2 第49条第2項及び第50条の規定は議会審査会の組織及び委員について、第51条から前条までの規定は議会審査会の運営等について準用する。この場合において、同項及び第50条から前条までの規定中「議会審議会」とあるのは、「議会審査会」と読み替えるものとする。

(調査等)

第56条 議会審査会は、必要と認めるときは、議長に対し、第46条第1項に規定する審査請求に係る保有個人情報が記録された公文書の提示、必要な書類その他の物件の提出又は諮問に関する説明を求めることができる。

2 議会審査会は、必要と認めるときは、審査請求をしたものその他関係者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な書類その他の物件の提出を求めることができる。

3 前2項に定めるもののほか、議会審査会は、必要な調査をすることができる。

4 議会審査会の調査及び審議の手続は、公開しない。

(守秘義務)

第57条 議会審査会の委員又は委員であった者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

第6章 雑則

(適用除外)

第58条 保有個人情報(不開示情報を専ら記録する公文書に記録されているものに限る。)のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、第4章(第4節を除く。)の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。

(開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等)

第59条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求(以下この条において「開示請求等」という。)をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

(個人情報等の取扱いに関する苦情処理)

第60条 議長は、議会における個人情報、仮名加工情報又は匿名加工情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(議会審議会への諮問)

第61条 議長は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、議会審議会に諮問することができる。

(施行の状況の公表)

第62条 議長は、毎年度、この条例の施行の状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(委任)

第63条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

第7章 罰則

第64条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第65条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第66条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第67条 第57条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第68条 第64条から前条までの規定は、県の区域外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第69条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(山形県議会情報公開条例の一部改正)

2 山形県議会情報公開条例の一部を次のように改正する。

第7条第1項及び第2項中「起算して15日」を「14日」に改め、同条第5項中「起算して45日」を「44日」に改める。

第14条中「(山形県個人情報保護条例(平成12年10月県条例第62号)を除く。)」を削る。

別表

公文書の種別	開示の実施の方法	手数料の額
--------	----------	-------

<p>文書又は図画（マイクロフィルムを除く。）</p>	<p>複写機により用紙に複写したものの交付</p>	<p>交付する用紙の枚数（日本産業規格A列3番の大きさを超える用紙を用いる場合にあっては日本産業規格A列3番の用紙に換算した用紙の枚数とし、用紙の両面を用いる場合にあっては用紙の片面を1枚として算定した用紙の枚数とする。以下同じ。）1枚につき10円（カラーで複写された用紙にあっては、50円）</p>
<p>マイクロフィルム</p>	<p>用紙に印刷したものの交付</p>	<p>交付する用紙の枚数1枚につき10円</p>
<p>録音テープ</p>	<p>録音カセットテープ（日本産業規格C5568に適合する記録時間120分のものに限り。）に複写したものの交付</p>	<p>交付する録音カセットテープの巻数1巻につき150円</p>
<p>ビデオテープ</p>	<p>ビデオカセットテープ（日本産業規格C5581に適合する記録時間120分のものに限り。）に複写したものの交付</p>	<p>交付するビデオカセットテープの巻数1巻につき190円</p>
<p>電磁的記録（録音テープ及びビデオテープを除く。）</p>	<p>用紙に出力したものの交付</p>	<p>交付する用紙の枚数1枚につき10円（カラーで出力された用紙にあっては、50円）</p>
	<p>フレキシブルディスクカートリッジ（日本産業規格X6223に適合する幅90ミリメートルのものに限り。）に複写したものの交付</p>	<p>交付するフレキシブルディスクカートリッジの枚数1枚につき70円</p>
	<p>光ディスク（日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限り。）に複写したものの</p>	<p>交付する光ディスクの枚数1枚につき80円</p>

	交付	
	光ディスク（日本産業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付	交付する光ディスクの枚数1枚につき160円

以上の議案を、地方自治法第109条第6項及び山形県議会会議規則第13条第2項の規定により提出します。

令和 年 月 日

山形県議会議長 坂本 貴美雄 殿

提出者 山形県議会議会運営委員長 小松 伸也

（提案理由）

個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、引き続き個人情報を適正に管理するため提案するものである。

意見書(案)

感染症や大規模災害等の緊急事態に対応できる国づくりに向けた議論を求める意見書

新型コロナウイルス感染症は、令和2年1月に国内で初めての感染者が確認されて以降、長期にわたり全国各地で感染拡大し、人命はもとより、医療現場や地域経済にも深刻な打撃を与えてきた。

また、近年、全国各地で大規模な自然災害が毎年のように発生しており、本県においても、平成30年8月、令和元年10月、令和2年7月、本年8月と相次いで記録的な豪雨や局地的な大雨による災害に見舞われたことにより、甚大な被害が発生している。

このように、感染症は全国的に多大な影響を及ぼし、豪雨災害などの自然災害はどの自治体にも被害を発生させ得る。したがって、感染症の影響や自然災害に伴う被害など、想定を大幅に超えた緊急事態に迅速に対応できる強い社会をつくることは、全国的な喫緊の課題である。

国の最大の責務は、緊急時において国民の生命・生活・財産を守ることにある。国民は、緊急時に国民の生命・生活・財産を守るための施策と法整備、さらには国民にとって真に必要な憲法の在り方について、国及び国民が建設的な議論に取り組むことを期待している。

よって、国においては、感染症や大規模災害等の緊急事態に対応できる国づくりに向け、国会において建設的かつ広範な議論を促進するとともに、国民的議論を喚起するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
法務大臣
厚生労働大臣
国土交通大臣
防衛大臣
内閣府特命担当大臣(防災)
内閣官房長官

あて

山形県議会議長 坂本 貴美雄

以上、発議する。

令和 年 月 日

提出者 山形県議会議会運営委員長 小松 伸也

意見書(案)

電気料金の高騰に対する支援の拡充を求める意見書

ロシアによるウクライナへの侵略等地政学的リスクに伴う燃料価格の高騰や円安の進行により、電気料金の高騰が続いている。また、東北電力を含む全ての大手電力会社において、燃料費の上昇分が「燃料費調整制度」の上限を超過する事態となっており、業績が悪化していることから、電気料金は来春以降更に上昇する見込みとなっている。

このような中、国における「電気・ガス価格激変緩和対策事業」が令和5年1月より実施されることになり、こうした迅速な対応は大いに評価されるものである。

しかしながら、本県が今年11月に実施した電気料金の高騰による県内企業への影響調査では、電気料金の大幅値上げに関し、主要製造業者のうち約8割が「大きな影響があり、政府の激変緩和対策の拡充が必要である」、また、約半数の事業者が「省エネ設備導入への補助が必要である」との認識を示しており、中小企業・小規模事業者を中心に深刻な影響が懸念されている。

よって、国においては、「電気・ガス価格激変緩和対策事業」について、今後、その効果を十分検証するとともに、必要に応じ、激変緩和対策の拡充や省エネ設備導入に対する支援の充実等の措置を講じられるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 へ
総務大臣
財務大臣
経済産業大臣

山形県議会議長 坂本 貴美雄


以上、発議する。

令和 年 月 日

提出者 山形県議会商工労働観光常任委員長 五十嵐 智 洋

令和4年12月20日

山形県議会議長
坂本貴美雄 殿

山形県議会議員 関 徹 

発 言 通 告 書

今回の県議会において次のとおり発言したいので通告します。

発言の種別	質疑	一般質問	討論 <small>(賛成・反対)</small>	一身上の弁明
<p>発議第21号 感染症や大規模災害等の緊急事態に対応できる国づくりに向けた議論を求める意見書について</p> <p><発言の趣旨></p> <p>感染症や大規模災害等の緊急事態への対応に、憲法のあり方を議論する必要が無いため。</p>				

令和4年12月20日

山形県議会議長 坂本 貴美雄 殿

山形県議会議員 渋間 佳寿美



発 言 通 告 書

今回の県議会において、次のとおり発言したいので通告します。

発言の種別	質疑・代表質問・一般質問・緊急質問・ 討論 ・一身上の弁明	
発言の要旨(討論の場合は反対、賛成の別を記載すること)		答弁者
<p>1. 発議第21号 感染症や大規模災害等の緊急事態に対応できる国づくりに向けた議論を求める意見書(案)に対して賛成。</p> <p>(要旨) 感染症や大規模災害等の緊急事態から、国民の生命・生活・財産を守り、かつ国民の安全安心を最大の目的として議論を進めるよう提案されたものであり、賛成する。</p>		

議 事 日 程 (第 5 号)

令和4年12月20日(火) 午前10時開議

- | | | |
|------|--------|--|
| 第 1 | 議第127号 | 令和4年度山形県一般会計補正予算 (第5号) |
| 第 2 | 議第128号 | 令和4年度山形県土地取得事業特別会計補正予算 (第1号) |
| 第 3 | 議第129号 | 令和4年度山形県港湾整備事業特別会計補正予算 (第2号) |
| 第 4 | 議第130号 | 令和4年度山形県流域下水道事業会計補正予算 (第1号) |
| 第 5 | 議第131号 | 令和4年度山形県電気事業会計補正予算 (第1号) |
| 第 6 | 議第132号 | 令和4年度山形県工業用水道事業会計補正予算 (第2号) |
| 第 7 | 議第133号 | 令和4年度山形県水道用水供給事業会計補正予算 (第2号) |
| 第 8 | 議第134号 | 令和4年度山形県病院事業会計補正予算 (第2号) |
| 第 9 | 議第135号 | 山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例の一部を改正する条例の
制定について |
| 第 10 | 議第136号 | 山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定について |
| 第 11 | 議第137号 | 山形県職員の定年等に関する条例の一部を改正する等の条例の設定につ
いて |
| 第 12 | 議第138号 | 個人情報の保護に関する法律施行条例の設定について |
| 第 13 | 議第139号 | 山形県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 14 | 議第140号 | 山形県個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 15 | 議第141号 | 都市計画街路事業 (単独) に要する費用の一部負担について |
| 第 16 | 議第142号 | 下水道事業 (単独) に要する費用の一部負担について |
| 第 17 | 議第143号 | 道路事業 (単独) に要する費用の一部負担について |
| 第 18 | 議第144号 | 急傾斜地崩壊対策事業 (単独) に要する費用の一部負担について |
| 第 19 | 議第145号 | 一般県道余目松山線道路施設長寿命化対策事業庄内橋桁製作架設工事請負
契約の締結について |
| 第 20 | 議第146号 | 当せん金付証票の発売について |
| 第 21 | 議第147号 | 山形県立自然博物館の指定管理者の指定について |
| 第 22 | 議第148号 | 山形県志津野営場の指定管理者の指定について |
| 第 23 | 議第149号 | 悠創の丘の指定管理者の指定について |
| 第 24 | 議第150号 | 第1酒田プレジャーボートスポット等の指定管理者の指定について |
| 第 25 | 議第151号 | 山形県酒田海洋センターの指定管理者の指定について |
| 第 26 | 議第152号 | 加茂港緑地等の指定管理者の指定について |
| 第 27 | 議第153号 | 山形県飯豊少年自然の家の指定管理者の指定について |
| 第 28 | 議第154号 | 山形県体育館及び山形県武道館の指定管理者の指定について |
| 第 29 | 議第155号 | 医療事故に係る損害賠償の和解についての専決処分の承認について |
| 第 30 | 議第157号 | 令和4年度山形県一般会計補正予算 (第6号) |
| 第 31 | 議第158号 | 令和4年度山形県流域下水道事業会計補正予算 (第2号) |
| 第 32 | 議第159号 | 令和4年度山形県電気事業会計補正予算 (第2号) |
| 第 33 | 議第160号 | 令和4年度山形県水道用水供給事業会計補正予算 (第3号) |
| 第 34 | 請願 | |
| 第 35 | 発議第20号 | 山形県議会の保有する個人情報の保護に関する条例の設定について |

- 第 36 発議第21号 感染症や大規模災害等の緊急事態に対応できる国づくりに向けた議論を
求める意見書
- 第 37 発議第22号 電気料金の高騰に対する支援の拡充を求める意見書

請願審査結果一覧表

令和4年12月定例会

区分	番号	受理年月日	関係委員会	件名	提出者	紹介議員	審査結果	措置
請願	46	4.12.1	総務	世界平和統一家庭連合の解散命令を裁判所に請求することを国に求める意見書の提出について	山形市木の実町12-37 9条改憲NO!やまがた県民の会 共同代表 高木 紘一 外1名	松田、青木、青柳	継続	

付託委員会	件数	審査結果			
		採択	不採択	継続審査	撤回
総務	1			1	
計	1			1	

継続審査請願審査結果一覧表

令和4年12月定例会

区分	番号	受理年月日	関係委員会	件名	提出者	紹介議員	審査結果	措置
請願	19	2.12.1	厚環 生境	東京電力福島第一原発事故により発生したALPS処理水の海洋放出を行わないことを求める意見書の提出について	米沢市春日5丁目2番62-8 朝日ホームⅡ 101号 福島原発被災者フォーラム山形・福島 代表 武田 徹	高橋（淳）、松田、 青柳、石黒	継続	
〃	21	3.2.18	総務	山形県知事選挙公開政策討論会条例の制定について	山形市相生町3番33号 山形県知事選挙公開政策討論会条例の制定を求める会 代表 長澤パティ 明寿	遠藤（寛）、相田、 梶原、菊池（文）、 五十嵐、柴田、 小松、船山	継続	
〃	23	3.6.14	厚環 生境	選択的夫婦別姓導入を求める意見書の提出について	山形市松山三丁目14番60号 新日本婦人の会山形県本部 会長 奥山 一恵	関、渡辺	継続	
〃	25	3.6.15	厚環 生境	安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書の提出について	山形市青田南6番28号 山形県医療労働組合連合会 執行委員長 渡辺 勇仁	松田、高橋（啓）	継続	
〃	34	3.11.29	厚環 生境	人道的見地から沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋め立てに使用しないことを求める意見書の提出について	鶴岡市水沢字行司免43-13 沖縄戦戦没者遺骨の尊厳を考える市民の会 代表 漆山 ひとみ	青柳、石黒、 高橋（啓）	継続	
〃	40	4.6.2	商工労働観光	山形地方最低賃金の改善を求める意見書の提出について	山形市木の実町12番37号 日本労働組合総連合山形県連合会 会長 船山 整	梅津、吉村、 高橋（啓）	撤回	
〃	45	4.9.16	厚環 生境	医療・介護・保育・福祉等の職場で働くすべてのケア労働者の社会的役割に相応しい賃金水準への引き上げを求める意見書の提出について	山形市青田南6番28号 山形県医療労働組合連合会 執行委員長 渡辺 勇仁	青木、青柳、 高橋（啓）	継続	

付託委員会	件数	審査結果			
		採択	不採択	継続審査	撤回
総務	1			1	
厚生環境	5			5	
商工労働観光	1				1
計	7			6	1

閉会中の委員会の開催について

委 員 会	日 時
常任委員会	1月19日（木）午前10時
3特別委員会	1月20日（金）午前10時

今冬の雪による被害状況等について

I 積雪の状況

積雪深及び累年平均最大積雪深等(12/19 13時現在、単位：cm)

地点名	酒田	櫛引	狩川	新庄	向町	金山	肘折	尾花沢	大井沢	左沢	山形	長井	小国	米沢
積雪深	1	47	24	92	62	70	229	119	148	37	17	45	124	48
平年値 (12/19時点)	4	12	10	24	24	22	79	32	58	11	7	16	27	18
累年平均 最大積雪深※	32	76	73	128	136	137	321	153	262	77	51	109	172	103

※過去30年における各年の最大積雪深の平均値

II 気象警報の発表状況(12/19 16時現在)

地域名	大雪警報	
	発表時刻	注意報切替
最上	12/18 14:29	12/19 10:10
西置賜	12/18 18:54	12/19 15:33
北村山	12/19 3:30	12/19 15:33

III 被害状況(12/19 13時現在)

1 人的被害

市町村	死者	重傷者	軽傷者	程度不明	計
新庄市		1			1
小国町		1			1
計		2			2

※ 鶴岡市で死亡が確認された件については、現在原因調査中

<人的被害の状況>12月19日

発生日	市町村	性別/年齢	区分	原因等
12/17	新庄市	男性/60代	重傷	カーポートの雪下ろし中に転落
12/19	小国町	男性/50代	重傷	除雪機シューターに手が巻き込まれ受傷

2 建物被害

なし

3 農林水産被害

確認中

4 電気(停電)

【12月18日(日)】(12/19 14時現在)

市町村	主な地域名	発生時刻	復旧時刻	停電戸数	停電理由
新庄市	大字福田、大字本合海	04:19	07:18	約200戸	樹木接触・倒木の影響(氷雪)
大江町	大字左沢、大字小見、大字藤田、大字原田	05:51	07:24	約600戸	樹木接触・倒木の影響(氷雪)
大江町	大字左沢、大字小見、大字沢口、大字貫見、大字藤田、大字柳川、大字原田、	05:51	11:04	約100戸	樹木接触・倒木の影響(氷雪)
大石田町	大字次年子	06:10	16:06	約100戸	樹木接触・倒木の影響(氷雪)
朝日町	大字白倉、大字立木、大字太郎	10:10	12:19	約80戸	樹木接触・倒木の影響(氷雪)
山形市	大字村木沢、大字門伝	10:15	11:15	約400戸	樹木接触・倒木の影響(氷雪)
山辺町	大字畑谷				
西川町	大字沼山	12:18	12:46	10戸未満	調査中
大江町	大字貫見				
飯豊町	大字岩倉、大字宇津沢、大字上原、大字遅谷、大字数馬、大字上屋地、大字川内戸、大字下屋地、大字白川、大字須郷、大字高造路	12:54	17:59	約400戸	樹木接触・倒木の影響(氷雪)
西川町	大字入間	14:33	20:44	約50戸	樹木接触・倒木
大蔵村	大字赤松、大字清水、大字南山	16:37	19:04	約500戸	樹木接触・倒木
小国町	大字網代瀬、大字荒沢、大字石滝、大字今市、大字入折戸、大字越中里、大字驚、大字小股、大字折戸、大字金目、大字五味沢、大字尻無沢、大字太鼓沢、大字栃倉、大字中島、大字長沢、大字樋ノ沢、大字舟渡、大字古田、大字増岡、大字焼山	16:42	18:43	約700戸	調査中
小国町	大字新股、大字市野々、大字大石沢、大字大滝、大字叶水、大字河原角	18:58		約310戸	調査中
川西町	大字玉庭	19:21	23:24	約200戸	樹木接触・倒木
小国町	大字白子沢、大字綱木箱口、大字沼沢、大字緑町	20:37		約260戸	樹木接触・倒木の影響(氷雪)
小国町	大字金目、大字古田	21:08		約40戸	樹木接触・倒木の影響(氷雪)
鶴岡市	羽黒町手向	22:24	02:34	約400戸	調査中
庄内町	肝煎、立谷沢				
大蔵村	大字南山	22:36		約10戸	樹木接触・倒木の影響(氷雪)
上山市	小白府、高松、狸森	23:10	05:20	約300戸	氷雪の影響

市町村	主な地域名	発生時刻	復旧時刻	停電戸数	停電理由
飯豊町	大字岩倉、大字宇津沢、大字上原、大字遅谷、大字数馬、大字上屋地、大字川内戸、大字小屋、大字下屋地、大字白川、大字須郷、大字高造路、大字広河原	23:16		約 430 戸	調査中

合 計

約 5,090 戸

【12月19日(月)】(12/19 14時現在)

市町村	主な地域名	発生時刻	復旧時刻	停電戸数	停電理由
飯豊町	大字手ノ子	00:10		約 70 戸	樹木接触・倒木の影響(氷雪)
西川町	大字沼山、大字原	01:42	09:03	約 60 戸	樹木接触・倒木の影響(氷雪)
大江町	大字貫見				
米沢市	口田沢	03:05		10 戸未満	調査中
大江町	大字柳川	04:05	11:10	約 100 戸	樹木接触・倒木の影響(氷雪)
小国町	大字足野水、大字足水中里、大字泉岡、大字野沢、大字小国小坂町、大字小渡、大字片貝、大字小玉川、大字菅沼、大字滝倉、大字玉川、大字玉川中里、大字樽口、大字田山崎、大字百子沢	04:52		約 460 戸	樹木接触・倒木の影響(氷雪)
尾花沢市	大字母袋	05:40	10:59	約 60 戸	樹木接触・倒木の影響(氷雪)
真室川町	大字大沢	05:43		約 30 戸	樹木接触・倒木の影響(氷雪)
鮭川村	大字曲川	05:43		約 30 戸	樹木接触・倒木の影響(氷雪)
西川町	大字吉川	06:44	07:34	10 戸未満	氷雪の影響
南陽市	釜渡戸	07:23		10 戸未満	樹木接触・倒木の影響(氷雪)
新庄市	大字飛田、大字本合海	07:47	12:04	約 400 戸	樹木接触・倒木の影響(氷雪)
大蔵村	大字合海、大字清水				
鶴岡市	大鳥、上田沢	10:05		約 110 戸	調査中
大蔵村	大字合海	10:10		10 戸未満	調査中
米沢市	大字関根	10:23		10 戸未満	樹木接触・倒木の影響(氷雪)
戸沢村	大字角川、大字古口	10:57		約 60 戸	調査中
新庄市	大字飛田、大字福田、大字升形	11:01		約 110 戸	樹木接触・倒木の影響(氷雪)
尾花沢市	大字五十沢、大字尾花沢、大字朧気、大字二藤袋、大字延沢、新町3丁目、上町3丁目	11:43		約 590 戸	調査中

市町村	主な地域名	発生時刻	復旧時刻	停電戸数	停電理由
大石田町	大字今宿	11:43		10戸未満	調査中
西川町	大字沼山、大字原	12:00		約20戸	樹木接触・倒木の影響（氷雪）

合 計

約 2,160 戸

IV 交通への影響（12月19日（月）13時時点）

1 道 路

(1) 県管理道路

全面通行止 5路線6箇所（うち規制解除済1路線1箇所）

No.	路線名	場所	規制理由	規制内容	備考
1	米沢飯豊線	川西町玉庭地内	倒木	全面通行止 12/19 3:20～	孤立集落なし
2	国道347号	尾花沢市母袋地内	倒木	全面通行止 12/19 3:30～	孤立集落なし
3	大江西川線	大江町柳川地内	倒木	全面通行止 12/19 4:00～ 12/19 10:30解除	孤立集落あり (12/19 10:30解除)
4	片倉塩線	戸沢村角川地内	倒木	全面通行止 12/19 7:00～	孤立集落なし
5	小山海味線	西川町入間地内	倒木	全面通行止 12/19 7:30～	孤立集落なし
6	米沢飯豊線	飯豊町須郷地内	倒木	全面通行止 12/19 6:30～	孤立集落なし

(2) 国管理国道、高速道路

全面通行止 1路線1箇所（うち規制解除済1箇所）

No.	路線名	場所	規制理由	規制内容	備考
1	国道112号	西川町大字月山沢 ～鶴岡市上名川	大雪	全面通行止 12/18 18:30～ 12/18 23:00解除	孤立集落なし

(3) 市町村道 確認中

2 鉄 道

【12月18日（日）】

路線	区間	原因	影響	備考
山形新幹線		大雪	運休4本、遅れ3本	
	村山～新庄	倒木	運休1本	
特急いなほ		強風	遅れ5本	
奥羽本線	新庄以北	大雪	終日 運転見合わせ	
	山形～新庄	大雪	運休8本、遅れ2本	
	山形～新庄	倒木	運休3本、遅れ1本	

路線	区間	原因	影響	備考
	山形～米沢	大雪	運休2本、遅れ1本	
仙山線		大雪	遅れ2本	
左沢線	寒河江～左沢	車両不具合	運休2本、遅れ2本	
羽越本線	酒田以北	強風	遅れ11本	

【12月19日（月）】

路線	区間	原因	影響	備考
山形新幹線	山形～新庄	大雪	終日運休	
	福島～山形	大雪	運転見合わせ（再開目途は不明）	
奥羽本線	村山～新庄	大雪	始発から17時頃まで運転見合わせ	
	山形～村山	大雪	始発から17時頃まで減便運転	
	新庄以北	大雪	終日運休	
	福島～米沢	大雪	遅れ1本	
仙山線	山形～仙台	大雪	運休2本 6:37 運転再開	
	山形～愛子		運転見合わせ（運転再開は14:00頃の見込み）	
陸羽東線	新庄～鳴子温泉	大雪	終日運休	

3 航空

【12月18日（日）】

- ◇山形空港発着 山形－札幌（新千歳） 2便に遅れ
- ◇庄内空港発着 通常通り運航

【12月19日（月）】

- ◇山形空港発着 通常通り運航予定
- ◇庄内空港発着 ANA395便（11:05 羽田発）出発遅れ
ANA398便（12:50 庄内発）出発遅れ

4 定期船とびしま 【12月19日（月）】欠航

V 県及び市町村の対応状況

1 県及び市町村の豪雪対策連絡会議等の設置状況

【県】設置なし

【市町村】

(1) 豪雪対策本部

市町村名	設置日時	廃止
舟形町	12/19 10:00	

(2) 豪雪対策連絡会議等

市町村名	設置日時	廃止
鶴岡市(朝日地域)	12/19 9:00	
大蔵村	12/19 9:00	
大石田町	12/19 9:30	
小国町	12/19 9:30	

2 県民への注意喚起

山形県雪下ろし・落雪事故防止注意喚起情報

	発表日	地域
第1号	12月16日	最上・北村山地域
第2号	12月18日	(新規)庄内地域、(継続)最上・北村山地域
第3号	12月19日	(新規)置賜地域、(継続)最上・北村山地域、庄内地域

※ 過去5年間の発表回数

平成29年度 18回 平成30年度 9回 令和元年度 1回
令和2年度 3回 令和3年度 11回

以上